

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（公園の設置基準）</u></p> <p><u>第2条の2 法第3条第1項の規定による条例で定める基準のうち、区の区域内の公園の区民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。</u></p> <p><u>2 区は、次項各号に掲げる公園を設置する場合においては、それぞれの公園の特質に応じて区内における分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するものとする。</u></p> <p><u>3 法第3条第1項の規定による条例で定める基準のうち、公園の配置及び規模の基準は、次の各号に掲げる公園の区分に応じ、当該各号に定める規模を標準とし、それぞれの利用対象者が容易に利用することができるように配置するものとする。</u></p> <p>— <u>主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 0.25ヘクタール。ただし、敷地確保の困難性によりやむを得ない場合にあっては、0.05ヘクタール</u></p> <p>— <u>主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 2ヘクタール</u></p> <p>— <u>主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 4ヘクタール</u></p> <p>— <u>主として区の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園 その利用目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができる規模</u></p> <p><u>4 区は、前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合においては、その設置目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるように配置し、及びその規模を定めるものとする。</u></p> <p><u>（公園施設の設置基準）</u></p>	〔新設〕

第2条の3 法第4条第1項本文の規定による条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この項において「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の規定により条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

別表第3

1 土地の使用料

種別	単位	金額
土地	〔略〕	905円

2 公園施設の使用料

種別	単位	金額
公園施設	〔略〕	14,500円

〔新設〕

別表第3

1 土地の使用料

種別	単位	金額
土地	〔略〕	950円

2 公園施設の使用料

種別	単位	金額
公園施設	〔略〕	16,100円

別表第4

公園の占用料

種 別	単 位	金 額
電柱、標識	〔略〕	1,340円
水道管、下水管、ガス管、電線	〔略〕	595円
鉄塔	〔略〕	993円
変圧器、マンホール類	〔略〕	993円
郵便差出箱、信書便差出箱	〔略〕	397円
公衆電話所	〔略〕	993円
地下の占用物件	〔略〕	〔略〕 601円
		〔略〕 297円
高架の占用物件	〔略〕	462円
天体、気象又は土地の観測施設	〔略〕	686円
写真撮影のための常時占用	〔略〕	7,920円
写真撮影のための臨時的な占用	〔略〕	12,375円
その他の占用	〔略〕	33円

別表第5

有料施設

公園名	種別	名称	数量
墨田区立緑町公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立竪川第一公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立錦糸公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立錦糸公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立錦糸公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立錦糸公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立旧安田庭園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立堤通公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立隅田公園	野球場	〔略〕	〔略〕
墨田区立隅田公園	魚つり場	隅田公園内魚つり場	1箇所
墨田区立隅田公園	自動車駐車場	隅田公園自動車駐車場	1箇所
墨田区立荒川四ツ木橋緑地	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立荒川四ツ木橋緑地	〔略〕	〔略〕	〔略〕

別表第4

公園の占用料

種 別	単 位	金 額
電柱、標識	〔略〕	1,422円
水道管、下水管、ガス管、電線	〔略〕	702円
鉄塔	〔略〕	1,053円
変圧器、マンホール類	〔略〕	1,053円
郵便差出箱、信書便差出箱	〔略〕	421円
公衆電話所	〔略〕	1,053円
地下の占用物件	〔略〕	〔略〕 501円
		〔略〕 350円
高架の占用物件	〔略〕	385円
天体、気象又は土地の観測施設	〔略〕	572円
写真撮影のための常時占用	〔略〕	8,352円
写真撮影のための臨時的な占用	〔略〕	13,050円
その他の占用	〔略〕	34円

別表第5

有料施設

公園名	種別	名称	数量
墨田区立緑町公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立竪川第一公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立錦糸公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立錦糸公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立錦糸公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立錦糸公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立旧安田庭園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立堤通公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立隅田公園	野球場	〔略〕	〔略〕
墨田区立隅田公園	魚つり場	隅田公園内魚つり場	1箇所
〔新設〕			
墨田区立荒川四ツ木橋緑地	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立荒川四ツ木橋緑地	〔略〕	〔略〕	〔略〕

墨田区立荒川四ツ木橋緑地	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立東あずま公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立大横川親水公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立東墨田公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立立花大正民家園	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考

- 1 隅田公園自動車駐車場を使用することができる自動車は、大型車及び中型車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。以下同じ。）並びに規則で定める車両とする。
- 2 隅田公園内魚つり場を使用することができる者は、小中学校の児童・生徒及び区長が利用を適当と認める者とする。

別表第6

有料施設使用料

種別	単位	区分	使用料
庭球場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
弓道場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
野球場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
競技場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
球技場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
魚つり場	〔略〕		〔略〕
自動車 駐車場	30分以内 の場合、1 台、1回	大型車・中 型車	無料
		その他の車 両	無料
	30分を超 える場合、 最初の30 分を除き、 1台、1回、 30分まで ごとに	大型車・中 型車	400円
		その他の車 両	100円
旧宅	〔略〕		〔略〕

付記

- 1～4 〔略〕
- 5 規則で定める使用時間を超えて自動車駐車場を使用した場合は、この表の

墨田区立荒川四ツ木橋緑地	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立東あずま公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立大横川親水公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立東墨田公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立立花大正民家園	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考

〔新設〕

隅田公園内魚つり場を利用できる者は、小中学校の児童・生徒及び区長が利用を適当と認める者とする。

別表第6

有料施設使用料

種別	単位	区分	使用料
庭球場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
弓道場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
野球場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
競技場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
球技場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
魚つり場	〔略〕		〔略〕
〔新設〕			
旧宅	〔略〕		〔略〕

付記

- 1～4 〔略〕
- 〔新設〕

規定による所定の使用料に加え、当該使用時間を超えて使用した日1日につき2,000円の範囲内で規則で定める額を徴収する。

付 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条の2及び第2条の3の規定は、この条例の施行の日以後に設置する公園から適用する。
- 3 この条例による改正後の別表第3、別表第4及び別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占有に係る使用料又は占有料から適用する。